

## 長野県諏訪地方事務所告示第3号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成17年1月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成17年1月31日

長野県諏訪地方事務所長 牧野内 生 義

名 称 住 所

長野県富士見高等学校PTA会長 諏訪郡富士見町富士見3330

会 計 課

## 長野県松本地方事務所告示第1号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成17年1月17日、次のとおり売りさばき人の名称変更の届出がありました。

平成17年1月31日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

新名称 セブンイレブン松本白板店

旧名称 セブンイレブン松本白板店 清 水 嘉

会 計 課



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年1月31日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 入札に付する事項

## (1) 工事名

平成16年度 災害対策本部室設備改修工事

## (2) 工事箇所名

長野県庁西庁舎 災害対策本部室

## (3) 工事内容

仕様書のとおり

## (4) 履行期限

平成17年3月20日

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第

2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日付け60監第288号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。  
 (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による電気通信工事業の許可を受けた者のうち、長野県建設工事等入札制度合理化対策要綱（昭和39年2月18日付け39監第109号）第2第1項に規定する資格総合点数（電気通信工事に係るものに限る。）が773点以上のものであること。

- (4) 長野県内に事業所を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県危機管理室危機管理・消防防災課

電話 026 (235) 7183

## 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含む。）

ア 日時 平成17年2月10日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県危機管理室危機管理・消防防災課

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年2月14日 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎災害対策本部室

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (7) 契約書作成の要否

要します。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

危機管理・消防防災課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年1月31日

長野県知事 田中康夫

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品等及び数量

教室用木製机・椅子 194セット

## (2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

## (3) 納入期限

平成17年3月11日

## (4) 納入場所

入札説明書のとおり

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「製造の請負」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7079

## 4 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含みます。)

ア 日時 平成17年2月14日 午後5時00分

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)  
長野県総務部管財課

## (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年2月15日 午前11時00分

イ 場所 長野県庁 本館入札室

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

必要とします。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

## 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人ユニオンサポートセンターの設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年1月31日

長野県知事 田中康夫

## 1 申請のあった年月日

平成17年1月14日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ユニオンサポートセンター

## 3 代表者の氏名

宮下正夫

## 4 主たる事務所の所在地

松本市中央4丁目7番地22号 松本勤労会館内

## 5 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して、労働問題をはじめ市民生活全般に関する相談事業を行い、よって市民生活に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年1月31日

長野県知事 田中康夫

## 1 申請のあった年月日

平成17年1月14日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 水と森のネットワーク

## 3 代表者の氏名

吉川正樹

## 4 主たる事務所の所在地

木曾郡上松町緑町3丁目4番地の2

## 5 定款に記載された目的

この法人は、森林と水の受益者に対して、木曾川上下流域住民の交流及び森林整備に関する事業を行い、両地域住民の水資源に対する意識向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年1月31日

長野県知事 田中康夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

紳士服アオキ松本南店

松本市平田東2-17-6ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

矢ガ崎 榮

松本市大字芳川平田726

## 3 廃止前の店舗面積の合計

1,385平方メートル

## 4 廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

## 5 廃止する日

平成12年12月1日

産業振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年1月31日

長野県知事 田中康夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 上山田店

千曲市大字上山田字神戸880-1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者の氏名	住所
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄	長野市川中島町御厨石河原37
宮原悦雄		千曲市大字力石660-4

(変更後)

名称	代表者の氏名	住所
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄	長野市川中島町御厨石河原37
(有)大定商店	代表社員 大井定雄	上田市大字浦野47-18
遠藤三郎		小県郡武石村沖699-1

## 4 変更した年月日

平成16年9月22日

## 5 届出年月日

平成17年1月19日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

## 7 縦覧の期間

平成17年1月31日から平成17年5月31日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年1月31日

長野県知事 田中康夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 更埴粟佐店

千曲市粟佐1201ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

## 3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1		24時間
2	午前8時30分から 午後10時30分まで	午前8時30分から 午後8時まで
3		午前8時30分から 午後10時まで

都市計画課

- 4 変更する年月日  
平成17年3月4日
- 5 届出年月日  
平成17年1月19日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間  
平成17年1月31日から平成17年5月31日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成17年1月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称  
下諏訪都市計画地域地区(特別用途地区)
- 2 縦覧場所  
長野県土木部都市計画課及び下諏訪町役場

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成17年1月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称  
下諏訪都市計画地域地区(用途地域)
- 2 縦覧場所  
長野県土木部都市計画課及び下諏訪町役場

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成17年1月31日

長野県公安委員会

- 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲  
別表のとおりとする。
- 2 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの)2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により(申込書にはって、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携帯すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	3月2日(水)	午後1時から 午後4時まで	上田会場	東 信
	3月9日(水)		飯田会場	南 信

生活保安課